jutec Group

第14回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時　2023年６月27日（火曜日）
午前10時

開催場所　東京都港区新橋六丁目３番４号
当社８階会議室

※会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

▮目 次

定時株主総会招集ご通知 …… 01
株主総会参考書類 …… 05
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件
第６号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
事業報告 …… 19
連結計算書類 …… 35
計算書類 …… 45
監査報告書 …… 51

ジューテックホールディングス株式会社
証券コード：3157

証券コード　3157
2023年６月９日
（電子提供措置の開始日　2023年６月５日）

株　主　各　位

東京都港区新橋六丁目３番４号
ジューテックホールディングス株式会社
代表取締役社長　植　木　啓　之

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第14回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
当社ウェブサイト　https://www.jutec-hd.jp/ir/library/meeting.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2023年６月26日(月曜日)午後５時までに議決権を行使していただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2023年６月27日（火曜日）午前10時
2. 場　　所　東京都港区新橋六丁目３番４号　当社８階会議室
3. 目的事項
報告事項
1. 第14期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件
第６号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

郵送で議決権をご行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権をご行使される場合

議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）午後5時入力分まで

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時

会場

東京都港区新橋六丁目3番4号　当社8階会議室

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

▌議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

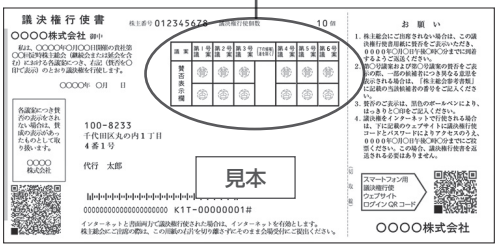

【第１・２・４・５・６号議案】

賛成の場合 「賛」の欄に○印　反対する場合 「否」の欄に○印

【第３号議案】

全員賛成の場合 「賛」の欄に○印　全員反対する場合 「否」の欄に○印

一部の候補者を反対する場合 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入いただくか、「否」の欄に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

議決権行使のお取り扱いについて

議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

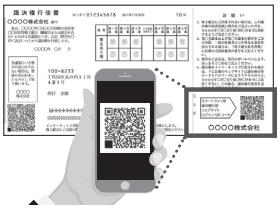

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

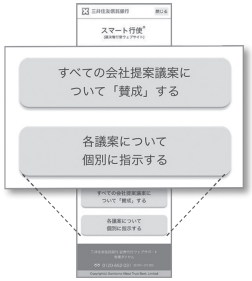

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

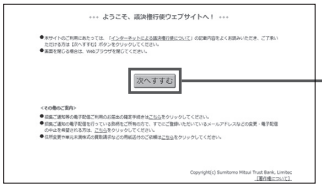

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

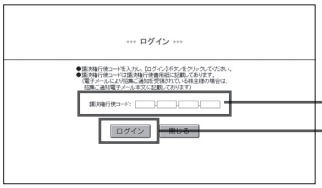

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

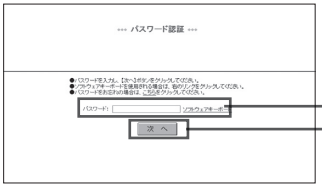

「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120−652−031（フリーダイヤル）
(受付時間　午前9時～午後9時)

※インターネットによる議決権行使と議決権行使書の郵送による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効として取り扱わせていただきます。
※インターネットにより複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当事業年度の業績等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金19円

総額252,174,536円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年６月28日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社グループは2023年９月に創業100周年を迎えるにあたり、次の100年に向けて改めてグループの存在意義等を明確にするため、コーポレートアイデンティティの見直しを行った結果、当社の商号を「ジオリーブグループ株式会社」に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現　行　定　款	変　更　案
(商号) 第１条　当会社は、ジューテックホールディングス株式会社と称し、英文ではJUTEC Holdings Corporationと表示する。	(商号) 第１条　当会社は、ジオリーブグループ株式会社と称し、英文ではGEOLIVE Group Corporationと表示する。
(新設)	(附則) １．定款第１条（商号）の変更は、2023年９月15日に効力が生じるものとする。なお、本附則は定款第１条（商号）の効力発生日経過後これを削除する。

第３号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 足立（あだち） 建一郎（けんいちろう）	代表取締役会長
2	再任 植木（うえき） 啓之（ひろし）	代表取締役社長　経営企画部、内部監査室担当
3	再任 岩瀬（いわせ） 裕道（ひろみち）	常務取締役　グループ事業統括部、情報システム部、DX推進室、総務部、人事部担当 兼 グループ事業統括部長
4	再任 今川（いまがわ） 毅（つよし）	取締役　財務経理部、審査法務部、内部統制室担当 兼 財務経理部長
5	再任 花上（はなうえ） 稔（みのる）	取締役
6	再任 佐藤（さとう） 誠（まこと）	社外取締役
7	再任 定金（さだかね） 生馬（いくま）	社外取締役
8	再任 山上（やまがみ） 圭子（けいこ）	社外取締役

（注）当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、次回更新時には同様の内容で更新することを予定しております。

1 足立建一郎（あだち けんいちろう）

（1957年９月24日生）

再 任

所有する当社の株式の数

1,034,903株

取締役会への出席状況

14／14回（100%）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 ４月　住友商事株式会社入社
1985年 ７月　株式会社ジューテック入社
1988年 ３月　同社取締役
1990年 ３月　同社常務取締役
1991年 ３月　同社代表取締役専務
1994年 ３月　同社代表取締役社長
2009年10月　当社代表取締役社長
2015年 ４月　株式会社ジューテック代表取締役会長（現任）
2022年 ６月　当社代表取締役会長（現任）

■選任の理由

足立建一郎氏は1994年以来株式会社ジューテックの代表取締役社長、2015年から代表取締役会長、また2009年設立以来当社の代表取締役社長、2022年から代表取締役会長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営全般の管理・監督者として適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

2 植木（うえき） 啓之（ひろし）　（1959年5月6日生）　再任

所有する当社の株式の数
9,500株

取締役会への出席状況
14／14回（100%）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月　三井物産株式会社入社
2002年 2月　三井住商建材株式会社出向　東京住宅資材部副部長
2003年 8月　三井物産林業株式会社出向　経営企画部長
2005年 3月　三井物産株式会社本店住宅・建材事業部建材事業推進室長
2008年 6月　同社本店内部監査部次長
2012年 6月　三井住商建材株式会社取締役常務執行役員　経営企画部長
2013年 4月　同社取締役常務執行役員
2013年 6月　同社代表取締役社長
2017年 1月　ＳＭＢ建材株式会社代表取締役社長
2017年 6月　同社代表取締役会長
2018年 8月　三井物産株式会社　コンシューマービジネス本部　参与
2019年 4月　当社入社　執行役員社長特命事項担当
2019年 6月　当社代表取締役副社長
　株式会社ジューテック取締役（現任）
2020年 6月　当社代表取締役副社長経営企画部、グループ事業統括部、内部監査室担当
2021年 4月　当社代表取締役副社長経営企画部、グループ事業統括部、内部監査室、DX推進室担当
2022年 6月　当社代表取締役社長経営企画部、内部監査室担当（現任）

■選任の理由

植木啓之氏は他社における会社経営の経験に加え、当社においては2019年から代表取締役副社長、2022年から代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営全般の管理・監督者として適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

3 岩瀬（いわせ） 裕道（ひろみち）　（1960年5月1日生）　再任

所有する当社の株式の数

6,600株

取締役会への出席状況

14／14回（100%）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月　東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社
2002年 7月　同社近畿第一本部奈良支店奈良第二支社長
2011年 8月　同社埼玉自動車営業第一部長
2016年 4月　同社業務品質部専門部長（コンプライアンス）兼　東北業務支援部参与
2018年 4月　損害保険料率算出機構入社
2020年 1月　当社入社　執行役員財務経理部、審査法務部、情報システム部担当役員補佐
2020年 6月　当社取締役財務経理部、審査法務部、情報システム部担当
株式会社ジューテック取締役（現任）
2021年 6月　当社常務取締役財務経理部、審査法務部、情報システム部担当
2022年 4月　当社常務取締役財務経理部、審査法務部、情報システム部、デジタルサービス部担当
2022年 6月　当社常務取締役グループ事業統括部、情報システム部、デジタルサービス部、DX推進室担当
2023年 4月　当社常務取締役グループ事業統括部、情報システム部、DX推進室、総務部、人事部担当 兼 グループ事業統括部長（現任）

■選任の理由

岩瀬裕道氏は保険分野における豊富な経験と見識を有していることから、当社グループの更なるリスク管理やコンプライアンスの強化に貢献していただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

4 今川（いまがわ） 毅（つよし） （1961年４月24日生） 再任

所有する当社の株式の数
600株

取締役会への出席状況
11／11回（100%）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年４月　三井物産株式会社入社
2003年５月　同社金融市場本部　市場資金部為替市場室長
2006年４月　同社総合資金部　資本市場・M&A 支援室長
2008年５月　同社総合資金部　コーポレートファイナンス室長
2011年５月　同社経営企画部　ポートフォリオ管理室長
2013年４月　同社ニューヨーク本店　SVP ＆ CFO
2015年４月　同社フィナンシャルマネジメント第三部長
2018年４月　同社理事フィナンシャルマネジメント第三部長
2020年６月　三井石油開発株式会社出向　取締役執行役員　CFO
2021年７月　当社入社　理事財務経理部長
2022年６月　当社取締役財務経理部、審査法務部担当 兼 財務経理部長
株式会社ジューテック取締役（現任）
2023年４月　当社取締役財務経理部、審査法務部、内部統制室担当 兼 財務経理部長（現任）

■選任の理由

今川毅氏は他社におけるCFO等の経験があり、金融や財務会計、M&A分野における豊富な経験と見識を有していることから、当社グループの財務面の体制強化や財務戦略の推進に貢献していただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）今川毅氏は、2022年６月開催の第13回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしましたので、当事業年度の取締役会への出席回数は、就任後の回数を記載しております。

5 花上（はなうえ） 稔（みのる）　（1954年９月26日生）　再 任

所有する当社の株式の数

12,345株

取締役会への出席状況

14／14回（100%）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 ４月　松下電工株式会社（現パナソニック株式会社）入社
2011年 ４月　パナソニックリビング首都圏関東株式会社出向　代表取締役社長
2014年10月　株式会社ジューテック入社　理事社長特命事項担当
2014年11月　同社執行役員特販営業部担当
2015年 ６月　同社取締役特販営業部、生活資材部担当
2016年 ４月　同社常務取締役営業グループ統括　兼　中部・西日本担当
2017年 ４月　同社専務取締役営業グループ統括　兼　中部・西日本担当
2018年 ４月　同社専務取締役営業グループ、営業戦略グループ統括
2019年 ４月　同社代表取締役社長（現任）
2019年 ６月　当社取締役（現任）

■選任の理由

花上稔氏は他社における会社経営の経験に加え、株式会社ジューテックにおいては2015年の取締役就任を経て2019年から代表取締役社長を務めております。これらの豊富な経験・実績・見識を当社グループの経営に活かしていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

6 佐藤（さとう） 誠（まこと） （1948年８月５日生）

再任 | 社外

所有する当社の株式の数
3,150株

取締役会への出席状況
14／14回（100%）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1972年４月　住友商事株式会社入社
2002年４月　同社理事自動車事業本部長
2003年４月　同社執行役員自動車事業本部長
2006年４月　同社常務執行役員自動車事業第一本部長
2009年４月　同社顧問
2009年６月　住友三井オートサービス株式会社　代表取締役社長最高経営責任者
2010年６月　ＳＭＡサポート株式会社　代表取締役社長
2013年６月　住友三井オートサービス株式会社　特別顧問
2014年６月　当社取締役（現任）
2019年３月　株式会社ベルパーク　社外監査役（現任）

（重要な兼職）
株式会社ベルパーク　社外監査役

■選任理由及び期待される役割の概要並びに就任年数
佐藤誠氏は他社において会社経営に携われ、企業経営者としての豊富な経験・実績・知識を有していることから選任をお願いするものであります。また同氏には、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において的確な助言及び提言をいただくことを期待しており、グループ経営体制の強化等当社のコーポレート・ガバナンスに資するところは大きいと判断しております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって９年であります。

（注）1. 佐藤誠氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤誠氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
3. 佐藤誠氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
4. 佐藤誠氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
5. 佐藤誠氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
6. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、佐藤誠氏との間において、会社法第423条第１項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、法令で定める賠償額を上限とする責任限定契約を締結しております。佐藤誠氏の再任が承認された場合、当社は佐藤誠氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

7 定金（さだかね） 生馬（いくま）　（1951年1月19日生）

再任　社外

所有する当社の株式の数
2,500株

取締役会への出席状況
14／14回（100%）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1975年 4月　石川島播磨重工業株式会社（現株式会社IHI）入社
1982年 8月　IHI Marine B.V.（IHIオランダ法人）出向 Commercial Manager
1987年 2月　東亜林業株式会社入社　常務取締役
1992年10月　マックグレゴー・グループ入社　マーケティングマネージャー
1993年 1月　同社日本法人マックグレゴー・ジャパン　代表取締役社長
2004年 3月　カヤバ・マックグレゴー株式会社　代表取締役社長
2010年 5月　カーゴテック・ジャパン株式会社　代表取締役社長
2014年 7月　マックグレゴー・ジャパン株式会社　代表取締役社長
2016年 6月　当社取締役（現任）

■選任理由及び期待される役割の概要並びに就任年数
定金生馬氏は他社において会社経営に携われ、企業経営者としての豊富な経験・実績・知識を有していることから選任をお願いするものであります。また同氏には、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において的確な助言・提言をいただくことを期待しており、グループ経営体制の強化等当社のコーポレート・ガバナンスに資するところは大きいと判断しております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。

（注）1. 定金生馬氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 定金生馬氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
3. 定金生馬氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
4. 定金生馬氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
5. 定金生馬氏は、当社の特定関係事業者の使用人の三親等以内の親族であります。
6. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、定金生馬氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、法令で定める賠償額を上限とする責任限定契約を締結しております。定金生馬氏の再任が承認された場合、当社は定金生馬氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

8 山上（やまがみ） 圭子（けいこ）　（1961年3月22日生）

再任　社外

所有する当社の株式の数

0株

取締役会への出席状況

14／14回（100%）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月　横浜地方検察庁　検事
2002年 4月　法務省　刑事局　刑事法制企画官
2005年 1月　同省　刑事局　参事官
2005年 8月　最高検察庁　検事
2007年 8月　東京地方検察庁　公安部副部長
2008年 7月　同庁　公判部副部長
2009年 4月　横浜地方検察庁　公判部長
2010年 4月　弁護士登録（第一東京弁護士会）
　　東京靖和綜合法律事務所　客員弁護士（現任）
2017年 6月　アステラス製薬株式会社　社外取締役
2019年 6月　デンヨー株式会社　社外監査役
2021年 6月　当社取締役（現任）
　　デンヨー株式会社　社外取締役　監査等委員（現任）

（重要な兼職）
東京靖和綜合法律事務所　客員弁護士
デンヨー株式会社　社外取締役　監査等委員

■選任理由及び期待される役割の概要並びに就任年数

山上圭子氏は最高検察庁検事等の要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっており、法律に関する豊富な専門知識と経験を有していることから、当社の経営に関し有用な助言等をいただくことにより、当社グループの発展に貢献していただけることを期待し選任をお願いするものであります。また、業務執行担当者として会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

（注）1. 山上圭子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山上圭子氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
3. 山上圭子氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
4. 山上圭子氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
5. 山上圭子氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
6. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、山上圭子氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、法令で定める賠償額を上限とする責任限定契約を締結しております。山上圭子氏の再任が承認された場合、当社は山上圭子氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

＜ご参考＞スキル・マトリックス

第３号議案が原案どおり承認可決されますと、各取締役が有する主要な経験及び専門性は以下のとおりとなります。

氏名	企業経営	業界経験・専門性	サステナビリティ経営思考	財務・会計	M&A	人材マネジメント	法務・コンプライアンス	グローバル経験・国際性
足　立　建一郎	●	●		●			●	
植　木　啓　之	●	●	●		●			
岩　瀬　裕　道	●			●		●	●	
今　川　　毅	●			●	●			●
花　上　　稔	●	●	●			●		
佐　藤　　誠	●			●	●			●
定　金　生　馬	●		●			●		●
山　上　圭　子			●		●	●	●	

（注）本表は各取締役が有するスキルを４つまで記載しており、全てのスキルを表すものではありません。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役のうち、井浪禎士氏は本総会終結の時をもって辞任により退任となりますので、新たに監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

黒澤（くろさわ）　隆雄（たかお）　（1958年７月18日生）　新任

所有する当社の株式の数

8,115株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年４月　株式会社デサント入社
1999年４月　日本ベニア株式会社（現株式会社ジューテック）入社
2009年10月　ウェルテック株式会社出向　代表取締役社長
2013年10月　当社総務人事部次長
2016年４月　当社総務部長
2018年１月　当社内部監査室長
2023年４月　当社内部監査室担当（現任）

■選任の理由

黒澤隆雄氏は内部監査の知識及び豊富な経験を有していることから、当社の監査体制の強化を図ることができると判断し、その選任をお願いするものであります。

（注）1. 黒澤隆雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、黒澤孝雄氏の選任が承認された場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、法令で定める賠償額を上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、全ての監査役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、黒澤隆雄氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、次回更新時には同様の内容で更新することを予定しております。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意の上取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

植松（うえまつ）　則行（のりゆき）　（1960年６月24日生）

所有する当社の株式の数

0株

■略歴及び重要な兼職の状況

1985年３月　等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1988年10月　公認会計士登録（日本公認会計士協会）
1997年６月　デロイトトーマツコンサルティング株式会社（現アビームコンサルティング株式会社）入社
2003年８月　株式会社電通入社
2008年７月　植松公認会計士事務所　所長（現任）
2011年６月　有限会社エス・ユー・コンサルタント　代表取締役（現任）
2012年６月　株式会社エヌジェーケー（現株式会社NTTデータNJK）　社外監査役
2013年２月　国際マネジメントシステム認証機構株式会社　社外監査役（現任）
2015年１月　株式会社鎌倉新書　社外監査役
2016年４月　同社　社外取締役　監査等委員（現任）
2016年６月　アステラス製薬株式会社　社外監査役
2018年６月　同社　社外取締役　監査等委員
2019年３月　LINE株式会社　社外監査役（現任）
2022年３月　サイボウズ株式会社　社外監査役（現任）

（重要な兼職）
植松公認会計士事務所　所長
有限会社エス・ユー・コンサルタント　代表取締役
国際マネジメントシステム認証機構株式会社　社外監査役
株式会社鎌倉新書　社外取締役　監査等委員
LINE株式会社　社外監査役
サイボウズ株式会社　社外監査役

■選任の理由

公認会計士としての豊富な知識と経験に加えて、他社の監査役を歴任されており、客観的かつ公正な立場で社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断し、その選任をお願いするものであります。

（注）1. 植松則行氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 植松則行氏は補欠の社外監査役候補者であり、就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 植松則行氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の

特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
4. 植松則行氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
5. 植松則行氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
6. 当社は、植松則行氏が監査役に就任した場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、法令で定める賠償額を上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、全ての監査役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、植松則行氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第６号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって辞任により監査役を退任される井浪禎士氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　名	略　歴
井浪（いなみ）　禎士（ただし）	2018年６月　当社監査役　現在に至る

以上

事　業　報　告

（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

（1）　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大と縮小を繰り返す中、ウィズコロナに向けた新たな段階への移行が図られ、社会経済活動の正常化への期待感が高まる中での推移となりました。しかしながら、長期化するウクライナ情勢や諸外国の景気回復、急激な為替変動などの影響により、原材料や物価の上昇圧力が高まり、企業収益並びに個人消費の下振れが懸念される先行き不透明な状況での推移となりました。

当住宅関連業界におきましては、新設住宅着工戸数は、持家が前期を大幅に下回ったものの貸家や分譲が堅調であったことから総じて前期並みの推移となりました。しかしながら、相次ぐ商品値上げや物流コスト上昇により住宅価格は高騰傾向にあることや、金利動向の不確実性の高まりから消費者の住宅関連消費に対するマインド低下のほか、業界全体における人手不足など、経営環境は不透明な状況での推移となりました。

このような環境の中で当社グループは、感染防止対策を継続しつつ、サステナビリティへの取組みとして引き続き創エネ・省エネ・蓄エネ関連商材や認証材の拡販及び非住宅木構造分野への取組みを強化するほか、中古マンションリノベーション業者への販売強化やプライベートブランド商品の拡販等の既存の営業方針を維持する一方で、売上総利益率の改善や全社的なコスト削減、業務効率化や働き方改革を推進し、収益体質の改善を図ってまいりました。また、当社グループは本年９月に迎える創業100周年の記念事業の一環として、２月に創業の地である東京都港区新橋に新本社ビルを建築いたしました。新本社ビルは、国土交通省からサステナブル建築物先導事業（木造先導型）に採用されたほか、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の最高ランクを取得し、持続可能な社会への貢献を図ることに加えて、多様な働き方に対応する柔軟性を持ち合わせた職場環境の形成により、業務効率やエンゲージメントの更なる向上に繋がるものとなっております。その他、当社グループの住宅請負事業を担うジューテックホーム株式会社のメインブランド「ウェルダンノーブルハウス」が、「業界トップクラス」の居住性能を評価され、省エネルギー性能の優れた住宅に対して表彰される「ハウス・オブ・ザ・イヤー・イン・エナジー」を９年連続で受賞いたしました。

以上の結果、売上高が182,768百万円（前連結会計年度比5.9％増）、営業利益が3,462百万円（前連結会計年度比19.3％増）、経常利益が4,354百万円（前連結会計年度比14.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益が2,978百万円（前連結会計年度比29.9％増）となりました。

(2)　今後の見通しと対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、新型コロナウイルスの感染症分類が５類へ移行されたことに伴い、社会経済活動の正常化に向けた動きが加速し、景気は回復基調で推移していくことが期待されます。しかしながら、原材料費や物価の上昇局面は継続するほか、地政学リスクの高まりや諸外国における金融不安の拡大など、先行きの不確実性は払底されず、予断を許さない状況は続くと想定されます。

当住宅関連業界につきましては、相次ぐ商品値上げの影響から住宅価格は更に上昇傾向となることが予想されることに加えて住宅ローン金利上昇懸念等の不安要素も多いことから、新設住宅着工戸数は弱含みでの推移となると想定されます。また、リフォーム・リノベーション市場についても中古マンションの仕入額の上昇や資材値上げ等により、需要が引き締まる可能性があり、経営環境は依然として不透明な状況が続くと想定されます。

このような環境の中で当社グループは、サステナビリティへの取組みとして引き続き創エネ・省エネ・蓄エネ関連商材や認証材の拡販及び非住宅木構造分野への取組みを強化するほか、中古マンションリノベーション業者への販売強化やプライベートブランド商品の拡販等の既存の営業方針を維持する一方で、売上総利益率の改善や全社的なコスト削減、業務効率化や働き方改革を推進し、収益体質の改善に努めてまいります。また、当社グループは本年９月に創業100周年を迎えます。記念事業の一環として、コーポレートアイデンティティの見直しを実施し、次の100年に向けて改めて当社グループの存在意義を明確にするとともに、９月に当社の社名を「ジオリーブグループ株式会社」へと変更することを予定しております。その他、風土改革や社内コミュニケーション強化を推進し、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

また、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、コンプライアンス及び財務報告に係る内部統制についても、更なる強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後ともより一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

(3)　設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は2,810百万円であり、その主なものは、当社グループの新本社ビル建設、角野産業株式会社の事業用地の購入、及び基幹システム等の更新、機能強化等であります。

(4)　資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、長期借入れにより2,882百万円を資金調達した一方で、長期借入金の返済が880百万円ありました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　分	2019年度 第11期	2020年度 第12期	2021年度 第13期	(当連結会計年度) 2022年度 第14期
売上高	百万円 162,398	百万円 148,649	百万円 172,627	百万円 182,768
経常利益	百万円 2,084	百万円 2,036	百万円 3,788	百万円 4,354
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 1,279	百万円 1,394	百万円 2,293	百万円 2,978
1株当たり当期純利益	円 銭 96.36	円 銭 105.08	円 銭 172.79	円 銭 224.44
総資産	百万円 67,121	百万円 66,394	百万円 75,832	百万円 78,446
純資産	百万円 14,626	百万円 16,195	百万円 18,165	百万円 20,599
1株当たり純資産	円 銭 1,101.09	円 銭 1,219.28	円 銭 1,368.69	円 銭 1,552.08

(注)1.1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2.第13期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、第13期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況及び取引に関する事項
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジューテック	850百万円	100.0%	住宅総合資材及び工業用資材の販売並びに施工付販売
株式会社グリーンハウザー	158百万円	100.0%	住宅関連諸資材総合販売 (木材製品、建材、住宅機器、サッシの販売及び木造住宅の建築請負工事全般と内外請負工事等)

当社の連結子会社は上記の重要な子会社2社を含め合計10社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ジューテック	東京都港区新橋六丁目3番4号	4,053百万円	7,875百万円
角野産業株式会社	大阪府堺市堺区出島海岸通四丁目5番29号	1,623百万円	7,875百万円

(7)　主要な事業内容

当社グループは、主たる業務として合板、建材、住宅設備機器及びDIY商品の国内における卸売を行っているほか、住宅建築請負やリフォーム・工事事業、また、一般運送業や情報システムの賃貸等を営んでおります。

(8)　主要な事業所等

①　当　社

本　社　　東京都港区新橋六丁目３番４号

(注)当社は、2023年３月20日付で本社住所を「東京都港区芝大門一丁目３番２号」から「東京都港区新橋六丁目３番４号」へ変更しております。

②　重要な子会社

(株式会社ジューテック)

本　社　　東京都港区新橋六丁目３番４号

事業所　　全国40ヵ所

(株式会社グリーンハウザー)

本　社　　宮城県仙台市宮城野区中野字上小袋田18番１

事業所　　２ヵ所（札幌市ほか）

(9) 従業員の状況

①　企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
1,155名	24名増

(注)従業員数は、臨時従業員（嘱託・臨時・契約社員）の人数（175名）を除いて記載しております。

②　当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
77名	41.7才	12.3年

(注)1.従業員数は、臨時従業員（嘱託・臨時・契約社員）の人数(13名)を除いて記載しております。
2.平均勤続年数は、株式会社ジューテックにおける勤続年数を通算しております。

(10)　主要な借入先（2023年３月31日現在）

借　入　先	借　入　金　残　高
	百万円
株式会社みずほ銀行	1,588
株式会社横浜銀行	939
株式会社三井住友銀行	910
株式会社北陸銀行	551

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 47,000,000株

(2) 発行済株式総数 13,272,344株（自己株式494,708株を除く）

(3) 株 主 数 9,291名

(4) 大 株 主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社ベニア商会	3,608	27.2
足立建一郎	1,034	7.8
ジューテックグループ社員持株会	736	5.6
梅崎紀枝	518	3.9
大建工業株式会社	429	3.2
株式会社ユーエム興産	424	3.2
住友林業株式会社	412	3.1
伊藤忠建材株式会社	406	3.1
梅崎興司	327	2.5
SMB建材株式会社	302	2.3

(注)当社は、自己株式494,708株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項
(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	足立 建一郎	株式会社ジューテック代表取締役会長
代表取締役社長	植木 啓之	経営企画部、内部監査室担当 株式会社ジューテック取締役
常務取締役	岩瀬 裕道	グループ事業統括部、情報システム部、デジタルサービス部、ＤＸ推進室担当 株式会社ジューテック取締役
取締役	今川 毅	財務経理部、審査法務部担当　兼　財務経理部長 株式会社ジューテック取締役
取締役	花上 稔	株式会社ジューテック代表取締役社長
取締役	佐藤 誠	株式会社ベルパーク社外監査役
取締役	定金 生馬	
取締役	山上 圭子	東京靖和綜合法律事務所客員弁護士 デンヨー株式会社社外取締役監査等委員
監査役（常勤）	北川 博之	株式会社ジューテック常勤監査役
監査役（常勤）	井浪 禎士	株式会社ジューテック常勤監査役
監査役	高橋 龍徳	日比谷総合会計事務所代表パートナー 株式会社日比谷総合コンサルティング代表取締役 株式会社ココルポート社外取締役

(注)1.取締役佐藤誠氏、定金生馬氏及び山上圭子氏の３名は、社外取締役であります。
2.監査役北川博之氏、井浪禎士氏及び高橋龍徳氏の３名は、社外監査役であります。
3.監査役高橋龍徳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4.社外取締役佐藤誠氏、定金生馬氏、山上圭子氏及び社外監査役北川博之氏、井浪禎士氏、高橋龍徳氏の６名を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5.当事業年度末日後に以下の役員の担当及び重要な兼職の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
岩瀬 裕道	常務取締役　グループ事業統括部、情報システム部、ＤＸ推進室、総務部、人事部担当　兼　グループ事業統括部長 株式会社ジューテック取締役	常務取締役　グループ事業統括部、情報システム部、デジタルサービス部、ＤＸ推進室担当 株式会社ジューテック取締役	2023年４月１日
今川 毅	取締役　財務経理部、審査法務部、内部統制室担当　兼　財務経理部長 株式会社ジューテック取締役	取締役　財務経理部、審査法務部担当　兼　財務経理部長 株式会社ジューテック取締役	2023年４月１日

6.当社は執行役員制度を導入しており、2023年４月１日現在の執行役員は次のとおりであります。

氏　名	担　当
田 中 伸 和	ジューテックホーム株式会社代表取締役社長
渡 辺 昌 樹	株式会社グリーンハウザー代表取締役社長
木 村 正 人	株式会社イワベニ代表取締役社長
畠　山　　暁	経営企画部長

(2)　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3)　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び全ての子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

・被保険者が負担することとなった法律上の損害賠償金や争訟費用等を補填の対象としております。
・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4)　当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の額について、世間水準及び対従業員給与とのバランスを考慮し、株主総会で承認された報酬総額の限度内において、その役位、職責、在籍年数等に応じて決定する方針とすることを取締役会において決議しております。

取締役の報酬は、定額報酬として毎月支給する「基本報酬」、退任後に支給する「役員退職慰労金」、及び役員賞与として年に一度支給する「業績連動報酬等」により構成され、各割合については、特段定めないものとしております。また、全て金銭による報酬としております。

個人別の報酬等のうち、役員賞与として支給する業績連動報酬等に関しては、その総額を連結営業利益額の５％以内としており、その算出方法は、基本報酬に従業員の基本給に対する年間賞与支給率を乗じて算出された額を基準に支給しております。指標として連結営業利益を選定した理由は、当社グループは営業利益を主要な業績指標としていることに加え、各取締役の職責や業績への貢献度等を総合的に評価する上で関連性が高いと判断し

たためであります。当期の連結営業利益については、連結損益計算書に記載のとおりであります。なお、社外取締役については、その職責に照らし、基本報酬のみを付与するものといたします。

個人別の報酬等の決定については、事前に過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会の意見を得た上で取り纏めた内規に従い、取締役会がその具体的内容を決定しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬に関する方針は、監査役の協議により決定しております。監査役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、基本報酬のみとしており、株主総会で承認された報酬総額の限度内において、監査役の協議により個別の報酬額を決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額（役員退職慰労金を除く）は、2022年６月28日開催の第13回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役25百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人給与相当額を含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち社外取締役３名）です。

監査役の金銭報酬の額（役員退職慰労金を除く）は、2011年６月29日開催の第２回定時株主総会において年額45百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等（賞与）	役員退職慰労引当金繰入額	
取締役（うち社外取締役）	242（14）	127（14）	102（－）	13（－）	9（3）
監査役（うち社外監査役）	36（36）	32（32）	－（－）	4（4）	3（3）

(注)1.当事業年度末現在の人員は、取締役8名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。
2.社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役佐藤誠氏は、株式会社ベルパークの社外監査役を兼職しておりますが、当社と当該会社との間に取引関係はありません。

社外取締役山上圭子氏は、東京靖和綜合法律事務所客員弁護士及びデンヨー株式会社の社外取締役監査等委員を兼職しておりますが、当社と当該事務所及び会社との間に取引関係はありません。

社外監査役北川博之氏及び井浪禎士氏の２名は株式会社ジューテックの常勤監査役であります。なお、同社は当社の100％子会社であります。

社外監査役高橋龍徳氏は、日比谷総合会計事務所の代表パートナー、株式会社日比谷総合コンサルティングの代表取締役及び株式会社ココルポートの社外取締役を兼職しておりますが、当社と当該事務所及び会社との間に取引関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

社外取締役定金生馬氏は当社の子会社である株式会社ジューテックの使用人の三親等以内の親族であります。

③ 当事業年度における主な活動状況

役職及び氏名	出席回数（出席率）	主な発言状況等
取締役　佐藤　誠	取締役会14／14回（100%）	事業会社経営における幅広い知識と豊富な経験から、当社の経営上有用な助言及び提言を適宜行っております。 （期待される役割に関して行った職務の概要） 取締役会において、主に当社子会社の取締役の執行報告等に対し、課題の明確化や課題解決の手段等についての有用な助言をしたほか、事業運営におけるリスクや取締役の意見に対する評価等を適宜発言し、当社経営のガバナンス向上に資する役割を果たしております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員も務めております。
取締役　定金　生馬	取締役会14／14回（100%）	事業会社経営における幅広い知識と豊富な経験から、当社の経営上有用な助言及び提言を適宜行っております。 （期待される役割に関して行った職務の概要） 取締役会において、主に当社子会社の取締役の執行報告等に対し、課題の明確化や課題解決の手段等についての有用な助言をしたほか、事業運営におけるリスクや取締役の意見に対する評価等を適宜発言し、当社経営のガバナンス向上に資する役割を果たしております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員も務めております。

役職及び氏名	出席回数（出席率）	主な発言状況等
取締役　山上　圭子	取締役会14／14回（100%）	主に弁護士としての専門性と豊富な経験に基づき、当社の経営上有用な助言及び提言を適宜行っております。 （期待される役割に関して行った職務の概要） 取締役会において、主に当社子会社の取締役の執行報告等に対し、企業法務に精通した弁護士として、客観的・専門的な視点からリスクの指摘や改善策の提案等を行い、当社経営のガバナンス向上に資する役割を果たしております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員も務めております。
監査役　北川　博之	取締役会14／14回（100%） 監査役会13／13回（100%）	主に当業界における幅広い知識と豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。
監査役　井浪　禎士	取締役会14／14回（100%） 監査役会13／13回（100%）	主に当業界における幅広い知識と豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。
監査役　高橋　龍徳	取締役会14／14回（100%） 監査役会13／13回（100%）	主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。

4.　会計監査人の状況

（1）　会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

（2）　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

(注)1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できませんので、合計額を記載しております。
2.監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積り額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

（3）　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号いずれかに該当したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役

は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① コーポレート・ガバナンス

a. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び取締役会規程に従い、また、「ジューテックグループ企業行動憲章」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

b. 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議並びに職位・職務権限規程（決裁権限表を含む）その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。

c. 代表取締役及び業務執行取締役は、３ヶ月に１回以上及び必要の都度、職務の執行状況を取締役会に報告する。

d. 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役会規程及び監査役監査基準に則り、内部監査部署、会計監査人及び社外取締役と連携して、取締役の職務執行の適正性を監査する。

② コンプライアンス

a. 当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置付け、当社グループの全役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として「ジューテックグループコンプライアンス行動基準」を定める。また、定期的に同基準の見直しを行うとともに、コンプライアンス教育・研修の実施、コンプライアンス確認書の取得等により当社グループの全役職員のコンプライアンスに対する啓蒙に努める。

b. リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況についてチェックを行い、必要に応じて取締役会等に助言・報告する。また、法令上疑義のある行為等については当社グループの役職員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

③ 財務報告の適正性確保のための体制整備

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を継続的に評価するとともに、必

要な是正を行う体制を整備し運用する。

④　内部監査

内部監査室は、内部監査規程に基づき当社グループの業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、取締役及び監査役に対し、その結果を報告する。また、内部監査室は、内部監査により判明した指摘、提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

(2)　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに、情報セキュリティ管理規程、文書管理規程、その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。

②　情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。

(3)　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に従い経済活動に潜在するリスクを信用リスク、情報システムリスク、事務リスク、財務リスク、法務（コンプライアンス）リスク及び自然災害等の各領域に類型化し、それぞれの主管部署を定め、リスクの類型毎に評価・特定並びにリスク管理の方針・体制・手続き等を策定し、定期的に見直す。また、各主管部署は、内外の環境変化に伴う新たなリスクの発生あるいは既存リスクの状況の変化を踏まえて、当該リスクを定期的に評価、見直し、もしくは特定する。

リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項の検証と検討を行うことにより、当社グループ全体のリスク管理について指摘、要請を行い、各主管部署に対して適正な対処を求める。また、委員会を定期的に開催して、リスクに関する情報交換と対策を講じるとともに、これらの管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

なお、自然災害等の外部要因による危機的状況下における当社グループの全役職員の行動基準及び具体的な対応については、事業継続計画（BCP）規程並びに危機管理マニュアルに定める。

(4)　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

①　定時取締役会を原則、毎月１回、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、法令、定款

及び取締役会規程に従い、重要事項について審議・決定を行い、また、取締役の業務の執行状況の報告を受け、その監督等を行う。

② 経営効率の向上を図るため、経営会議を設け、重要事項の審議・決定及び取締役会に上程する議案の事前審議を行う。

③ 取締役会で決議された年度計画（予算）について、その進捗状況について取締役会で管理を行う。

④ 取締役及び使用人が適正かつ効率的な職務を行うために、組織・業務分掌規程及び職位・職務権限規程（決裁権限表を含む）等社内規程を整備し、各役職者の権限・責任の明確化を図る。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 子会社管理体制

a. 子会社を統括する部署としてグループ事業統括部を設置し、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して、業務の適正化を図る。

b. 子会社の重要事項の決定については、関係会社決裁権限表に基づき、当社の取締役会もしくは経営会議にて審議し、決定する。

c. 当社は、各子会社の社長が当社の関係する役員等に対して、当該子会社の営業成績、財務状況、その他の重要情報について報告をするグループ会社の社長会議を定期的に開催する。

② コンプライアンス

リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の整備につき子会社を指導するとともに、子会社への教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

③ 内部監査

子会社の業務活動全般も、内部監査室による内部監査の対象とする。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の職務補助

監査役は、職務を遂行するにあたり必要な場合は、内部監査室の所属員を補助者として起用することができる。

② 監査役の職務補助者に対する指揮命令権限

監査役職務補助者が当該補助業務を実施するにあたっての当該職務補助者に対する指揮命令権限は、監査役に専属するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 重要会議への出席

監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができる。また、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な申請書類等については、監査役はいつでも閲覧できる。

② 取締役等の報告義務

取締役は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、適時に監査役に対する報告を行うとともに、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

③ 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

a. 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

b. 重大な法令または定款の違反事実

④ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者からの報告を受けた者（以下、「子会社の役職員等」という）からの報告

子会社の役職員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、子会社の役職員等は、当社の監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

a. 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実

b. 重大な法令または定款の違反事実

⑤ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 内部監査部署との連携

内部監査室は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査の結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換する等、密接な情報交換及び連携を図る。

② 子会社監査役との連携等

監査役は、監査役監査基準に基づき、子会社の監査役と密接な連携を保ち、効果的な監査を実施するよう努める。また、監査役は、必要に応じて、子会社の取締役及び使用人か

ら業務の状況を聴取する。

③　外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

④　監査役の職務執行について生ずる費用

当社は、監査役の職務執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、監査役の職務執行に必要と想定される費用につき、予算を設ける。

(9)　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を持たず、不当な要求行為に対しては、反社会的勢力との関係遮断マニュアルに従い、毅然とした態度で対応する。

(10)　業務の適正を確保するための体制の運用状況

当連結会計年度における「業務の適正を確保するための体制の運用状況」の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役の職務執行について

取締役会は14回開催され、法令、定款及びその他社内規程に基づき、経営に関する重要事項の決定を行うほか、取締役の職務執行の適正性や効率性を高めるため、各取締役の職務執行状況の報告や経営課題に関する議論等を行いました。また、当社と利害関係を有しない社外取締役が取締役会の全てに出席し、適宜、有益な意見を述べております。なお、経営会議は25回開催され、重要事項の審議・決定及び取締役会に上程する議案の事前審議を行いました。

②　監査役の職務執行について

監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換等を実施いたしました。また、監査役全員が全ての取締役会に出席したほか、常勤監査役２名は経営会議等の重要な会議に出席し、有益な意見を述べております。

③　内部監査の実施について

内部監査室は、監査役と協議の上内部監査計画を作成し、当社グループ各社の業務全般に関し、法令、定款及び社内規程等の遵守状況や職務執行手続き等を対象とした内部監査を実施し、取締役及び監査役に対し、その監査結果の報告を行いました。

④　リスク管理体制について

リスク・コンプライアンス委員会は４回開催され、当社グループのリスク・コンプライアンス体制の運用状況についてチェックを行ったほか、コンプライアンスチェックリストの提出を各部署に要請し、年２回取締役会にチェック結果の報告等を行いました。

⑤　運用状況のレビューについて
　業務の適正を確保するための体制の運用状況については、年１回取締役会においてレビューを行っております。

6.　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置付けております。M&A等を活用した成長分野への戦略投資を引き続き実施し企業価値の持続的な向上を図るとともに、内部留保の充実による財務体質の改善を図ることで、株主還元と内部留保のバランスを考慮した利益還元政策を実施してまいります。

配当につきましては、安定的な配当の継続を維持しながら、業績及び財務状況並びに将来的な経営環境を勘案し、連結配当性向30％を目途に配当を行うものとしております。

当期の剰余金の期末配当につきましては、当期業績を踏まえ、当初予想どおりの１株当たり19円とさせていただく予定であります。なお、中間期において、中間配当金１株につき25円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は、１株につき44円となります。

（注）　本事業報告中の記載金額及び数量は、表示単位未満の端数を切り捨てております。比率については、表示桁未満の端数がある場合は、これを四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**59,989**	**流動負債**	**51,866**
現金及び預金	12,096	支払手形及び買掛金	32,294
受取手形、売掛金及び契約資産	34,351	電子記録債務	13,465
電子記録債権	6,917	短期借入金	300
商品及び製品	4,071	1年内返済予定長期借入金	1,150
販売用不動産	106	未払法人税等	777
未成工事支出金	1,188	賞与引当金	1,280
その他	1,467	その他の引当金	158
貸倒引当金	△211	その他	2,438
固定資産	**18,457**	**固定負債**	**5,980**
有形固定資産	**14,137**	長期借入金	3,794
建物及び構築物	5,542	繰延税金負債	483
機械装置及び運搬具	207	役員退職慰労引当金	243
土地	8,261	退職給付に係る負債	452
その他	125	その他	1,006
無形固定資産	**339**		
のれん	69	**負債合計**	**57,847**
その他	270	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**3,981**	**株主資本**	**19,613**
投資有価証券	2,418	**資本金**	**850**
破産更生債権等	95	**資本剰余金**	**286**
その他	1,535	**利益剰余金**	**18,709**
貸倒引当金	△68	**自己株式**	**△232**
		その他の包括利益累計額	**986**
		その他有価証券評価差額金	1,014
		繰延ヘッジ損益	1
		退職給付に係る調整累計額	△29
		純資産合計	**20,599**
資産合計	**78,446**	**負債及び純資産合計**	**78,446**

連結損益計算書

（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**182,768**
売上原価		**161,089**
売上総利益		**21,678**
販売費及び一般管理費		**18,216**
営業利益		**3,462**
営業外収益		
受取利息及び配当金	102	
仕入割引	392	
投資有価証券売却益	19	
不動産賃貸料	262	
その他	148	**924**
営業外費用		
支払利息	20	
その他	13	**33**
経常利益		**4,354**
特別利益		
固定資産売却益	29	
事業譲渡益	5	
資産除去債務戻入益	58	
国庫補助金	46	**139**
特別損失		
固定資産売却損	11	
固定資産除却損	17	
減損損失	92	
投資有価証券評価損	57	
会員権評価損	7	
100周年記念費用	31	
その他	7	**224**
税金等調整前当期純利益		**4,269**
法人税、住民税及び事業税	1,346	
法人税等調整額	△56	**1,290**
当期純利益		**2,978**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,978**

連結株主資本等変動計算書

（2022年４月１日から2023年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**850**	**286**	**16,354**	**△232**	**17,258**
当期変動額					
剰余金の配当			△623		△623
親会社株主に帰属する当期純利益			2,978		2,978
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**―**	**―**	**2,355**	**△0**	**2,354**
当期末残高	**850**	**286**	**18,709**	**△232**	**19,613**

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	**908**	**15**	**△16**	**907**	**18,165**
当期変動額					
剰余金の配当					△623
親会社株主に帰属する当期純利益					2,978
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	106	△14	△13	78	78
当期変動額合計	**106**	**△14**	**△13**	**78**	**2,433**
当期末残高	**1,014**	**1**	**△29**	**986**	**20,599**

連結注記表
連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　10社
主要な連結子会社の名称
株式会社ジューテック、株式会社グリーンハウザー

(2) 主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、全て連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）
市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準　時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
商品、製品　移動平均法
販売用不動産、未成工事支出金　個別法

(4) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）　定率法
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　３～50年

無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 なお、主な償却年数は以下のとおりであります。 自社利用のソフトウェア　社内における利用可能期間（5年）
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき引当金を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき引当金を計上しております。
役員退職慰労引当金	役員及び執行役員の退任による退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(ハ) 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

(イ) 商品、製品の販売

商品、製品の販売については、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、商品等の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品等と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(ロ) 工事契約

当社及び連結子会社では、工事契約の一部において、長期の契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ取引に係る損益の認識については繰延ヘッジ処理によっております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

5. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「雇用調整助成金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度の「雇用調整助成金」は25百万円です。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

	受取手形	6,564百万円
	売掛金	27,347百万円
	契約資産	438百万円
(2) 担保資産及び担保付債務	担保資産	
	投資有価証券	79百万円
	計	79百万円
	担保付債務	
	支払手形及び買掛金	736百万円
	計	736百万円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額		4,901百万円
(4) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高		647百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,767,052	—	—	13,767,052

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	494,603	105	—	494,708

(変動事由の概要)
単元未満株式の買取りによる増加　　105株

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	291	22	2022年3月31日	2022年6月29日
2022年11月7日 取締役会	普通株式	331	25	2022年9月30日	2022年11月30日

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議(予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	252	19	2023年3月31日	2023年6月28日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金を銀行借入により調達しております。営業債権の信用リスクについては、当社の審査法務部及び各社の営業部門が与信管理規定に従い取引先それぞれの与信枠を設け管理するとともに、取引先の経営状況を定期的にモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格のない株式等以外のものについては定期的に時価や発行体（取引先）の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。商品輸出に係る外貨建売上債権、棚卸資産（商品）の購入に係る外貨建営業債権の一部に対し、為替変動リスクを低減する目的でデリバティブ取引（先物為替予約取引）を利用しております。なお、デリバティブ取引は、経理規定に基づき執行・管理しております。

流動性リスクについては、各社が、適時に資金計画を作成・更新する等により、手許流動性を維持し管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当社グループの保有する金融商品は、売掛金、受取手形、電子記録債権、買掛金、電子記録債務等の短期で決済されるもの及びその他の金額的に重要性の低いものであることから、注記の記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

当社グループの保有する金融商品は、売掛金、受取手形、電子記録債権、買掛金、電子記録債務等の短期で決済されるもの及びその他の金額的に重要性の低いものであることから、注記の記載を省略しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の連結子会社は、東京都及びその他の地域において、賃貸商業施設または賃貸住宅（土地含む）等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
2,379	7,488

(注) 1.連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2.時価の算定方法

主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額、ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、重要性が乏しいその他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	セグメント区分		合　計
	住宅資材販売	その他	
財またはサービスの種類別			
合　板	17,027	—	17,027
建　材	76,546	—	76,546
住宅設備機器	36,568	—	36,568
ＤＩＹ商品　(注)	6,518	—	6,518
住宅資材販売その他	41,089	—	41,089
その他	—	5,019	5,019
顧客との契約から生じる収益	177,749	5,019	182,768
外部顧客への売上高	177,749	5,019	182,768

(注) ホームセンター等へ販売した合板、建材、住宅設備機器等が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表　4.会計方針に関する事項　(7)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	41,280
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	40,830
契約資産（期首残高）	384
契約資産（期末残高）	438
契約負債（期首残高）	538
契約負債（期末残高）	647

契約資産は、主な顧客との工事請負契約について期末日時点で完了しているが未請求の工事役務提供等に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との工事請負契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事役務提供等に関する対価は、顧客の工事検収完了に従い、工事請負契約で定められた請求の時期に請求し、工事請負契約で定められた回収の時期に受領しております。

契約負債は、主に、工事請負契約に定められた支払条件に基づき顧客から受けとった期間分の前受金及び未成工事受入金に関するものであります。なお、契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、516百万円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が増加した主な理由は、工事の進行による増加であります。また当連結会計年度において、契約負債が増加した主な理由は、顧客から受け取った前受金及び未成工事受入金の増加であります。過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、工事請負契約における工事役務提供に関するものであり、期末日後１年以内に概ね全てを収益として認識されると見込んでおります。

11. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	1,552円08銭
(2) １株当たり当期純利益	224円44銭
１株当たり当期純利益の算定上の基礎	
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	2,978百万円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	2,978百万円
普通株式の期中平均株式数	13,272千株

12. 企業結合等に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. 記載金額は、百万円未満を切り捨て表示しております。比率については、表示桁未満の端数がある場合はこれを四捨五入しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**913**	**流動負債**	**614**
現金及び預金	274	1年内返済予定長期借入金	250
営業未収入金	327	未払金	22
前払費用	15	未払費用	42
立替金	117	未払消費税等	21
その他	178	預り金	11
		賞与引当金	164
		役員賞与引当金	102
固定資産	**6,962**	**固定負債**	**1,783**
有形固定資産	**0**	長期借入金	1,690
工具、器具及び備品	0	退職給付引当金	10
無形固定資産	**1**	役員退職慰労引当金	83
ソフトウェア	1		
投資その他の資産	**6,960**	**負債合計**	**2,398**
投資有価証券	190	**(純資産の部)**	
関係会社株式	6,694	**株主資本**	**5,477**
繰延税金資産	72	**資本金**	**850**
その他	3	**資本剰余金**	**3,220**
		資本準備金	294
		その他資本剰余金	2,926
		利益剰余金	**1,637**
		その他利益剰余金	1,637
		繰越利益剰余金	1,637
		自己株式	**△230**
		純資産合計	**5,477**
資産合計	**7,875**	**負債及び純資産合計**	**7,875**

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		**2,667**
営業費用		**1,568**
営業利益		**1,098**
営業外収益		
その他	3	**3**
営業外費用		
支払利息	7	
その他	0	**7**
経常利益		**1,094**
特別損失		
関係会社株式評価損	261	
100周年記念費用	24	**286**
税引前当期純利益		**808**
法人税、住民税及び事業税	46	
法人税等調整額	△16	**29**
当期純利益		**778**

株主資本等変動計算書

(2022年４月１日から2023年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	850	294	2,926	3,220	1,482	1,482	△230	5,322	5,322
当期変動額									
剰余金の配当					△623	△623		△623	△623
当期純利益					778	778		778	778
自己株式の取得							△0	△0	△0
当期変動額合計	—	—	—	—	**154**	**154**	**△0**	**154**	**154**
当期末残高	850	294	2,926	3,220	1,637	1,637	△230	5,477	5,477

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　定率法

無形固定資産　定額法

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア　社内における利用可能期間（5年）

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき引当金を計上しております。

役員賞与引当金　役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき引当金を計上しております。

退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金　役員の退任による退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表における会計処理の方法と異なっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　0百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	444百万円
短期金銭債務	258百万円
長期金銭債務	1,690百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	営業収益	2,667百万円
	営業費用	36百万円
営業取引以外の取引高		8百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	494,603	105	—	494,708

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加　105株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	50百万円
退職給付引当金	3
役員退職慰労引当金	25
関係会社株式評価損	97
未払事業税	2
その他	10
繰延税金資産小計	189百万円
評価性引当額	△116
繰延税金資産合計	72百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼務等	事業上の関係				
子会社	㈱ジューテック	東京都港区	850	合板・建材・住設機器等の販売	所有直接100.0	7名	経営指導及び業務の受託	経営指導及び業務の受託等(注1)	1,484	営業未収入金	291
								経費の立替払い(注2)	1,764	立替金	113
								資金の借入(注3)	200	1年内返済予定長期借入金	250
								資金の返済(注3)	230	長期借入金	1,690
								利息の支払(注3)	7	未払費用	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1.経営指導及び業務の受託等の対価については、双方協議の上合理的に決定しております。
2.経費の立替払いは、支払業務の一部を当社が代行していることから発生しているものであります。なお、この経費の立替払いについて、金利及び手数料の受取は行っておりません。
3.資金の借入及び利息の支払については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社は主に、持株会社として子会社から、グループの経営効率の向上を図るため間接業務を受託してサービスを提供する等をしております。これについては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	412円70銭
(2) 1株当たり当期純利益	58円67銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	778百万円
普通株主に帰属しない金額	−百万円
普通株式に係る当期純利益	778百万円
普通株式の期中平均株式数	13,272千株

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 記載金額は、百万円未満を切り捨て表示しております。
比率については、表示桁未満の端数がある場合はこれを四捨五入しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年５月19日

ジューテックホールディングス株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　安　藤　見
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　戸　谷　且　典

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ジューテックホールディングス株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジューテックホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年５月19日

ジューテックホールディングス株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　安　藤　見
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　戸　谷　且　典

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ジューテックホールディングス株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役2名及び当社の使用人等が分担して監査役を兼務し、同社の取締役会等において取締役等との意思疎通及び情報の交換を図り、事業及び財産の状況の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）及び「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンスコード）」（2017年3月31日金融庁）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

ジューテックホールディングス株式会社　監査役会
常勤監査役（社外監査役）　北　川　博　之　㊞
常勤監査役（社外監査役）　井　浪　禎　士　㊞
監査役（社外監査役）　高　橋　龍　徳　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都港区新橋６丁目３番４号　当社８階会議室
電話（０３）４５８２−３３８０

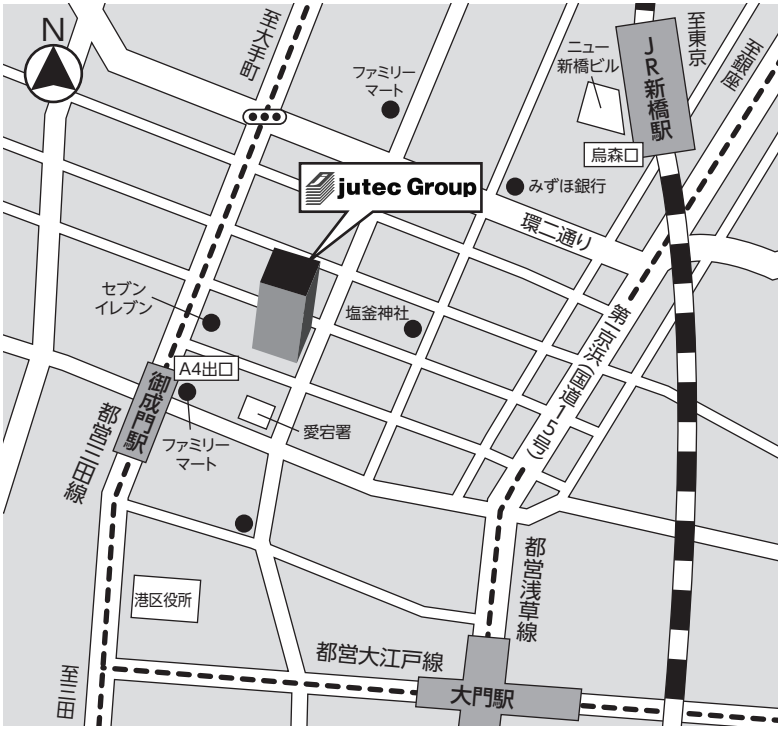

- ＪＲ、都営地下鉄浅草線、東京メトロ銀座線、新交通ゆりかもめ「新橋駅」より徒歩10分
- 都営地下鉄大江戸線・浅草線「大門駅」より徒歩10分
- 都営地下鉄三田線「御成門駅」より徒歩４分

◎　駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

株主総会当日にご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申しあげます。

FSC www.fsc.org　ミックス　責任ある木質資源を使用した紙　FSC® C022915

UD FONT